

**令和 8 年度（2026 年度） 熊本市 子ども子育て支援新制度  
保育所・認定こども園等の保育認定（2 号・3 号認定）利用者負担額（保育料）（月額）**

階層区分		3号認定（3歳未満）		2号認定（3歳以上）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
③-1	市民税所得割額 24,300円未満	10,000円	9,900円	0円	0円
③-2	24,300円以上 48,600円未満	12,000円	11,800円	0円	0円
④-1	48,600円以上 65,000円未満	16,000円	15,700円	0円	0円
④-2	65,000円以上 81,000円未満	22,500円	22,100円	0円	0円
④-3	81,000円以上 97,000円未満	27,500円	27,100円	0円	0円
⑤-1	97,000円以上 121,000円未満	33,000円	32,500円	0円	0円
⑤-2	121,000円以上 145,000円未満	34,500円	34,000円	0円	0円
⑤-3	145,000円以上 169,000円未満	38,000円	37,400円	0円	0円
⑥-1	169,000円以上 213,000円未満	45,000円	44,300円	0円	0円
⑥-2	213,000円以上 257,000円未満	47,000円	46,200円	0円	0円
⑥-3	257,000円以上 301,000円未満	50,000円	49,200円	0円	0円
⑦-1	301,000円以上 349,000円未満	53,000円	52,200円	0円	0円
⑦-2	349,000円以上 397,000円未満	55,000円	54,100円	0円	0円
⑧	397,000円以上	58,000円	57,000円	0円	0円

注 1 表中の年齢については、令和 8 年（2026 年）3 月 31 日現在の満年齢により決定します。

注 2 階層区分は保護者の市民税所得割額の合算額により算定し、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月から翌年 3 月は当年度分の市民税所得割額により決定します。

注 3 市民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。

注 4 同一世帯に生計を一にする 18 歳未満の兄・姉がいる場合、そのうちの最年長の児童から順に数えて 3 人目以降の 3 号認定児童については無料となります。

同一世帯の 2 人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園（私学助成対象園）、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用する場合には、2 人目の児童については半額に、また、3 人目以降の児童については無料となります。

市民税所得割額 57,700 円未満（階層②～④-1 の一部）の世帯については、生計を一にする兄・姉がいる場合には、上の子の年齢を問わず 2 人目の児童については半額に、また、3 人目以降の児童については無料となります。

注 5 母子（父子）世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯等については、市民税所得割額が 77,101 円未満（本市階層③-1～④-2 の一部）の場合、1 人目は、3 号認定については 4,000 円となり、2 人目以降は無料となります。

注 6 この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。

注 7 平成 30 年度（2018 年度）より熊本市など政令指定都市の市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額（保育料）は旧税率（6%）を用いて計算します。政令指定都市に住所があった方が課税資料を確認される際は、所得割額に 6/8 を乗じて計算し直したうえで、利用者負担額（保育料）の表を御覧ください。

注 8 保護者が、里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設）の長である場合、階層①となります。

**○保育所・認定こども園への申込等に関するお問い合わせ先**

各区役所 保健こども課 （中央区）096-328-2421 （東区）096-367-9130 （西区）096-329-6838  
（南区）096-357-4135 （北区）096-272-1104  
市役所保育幼稚園課 096-328-2568